

報告第6号

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和5年6月9日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

令和4年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）

令和4年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ36,381千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57,327千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
(貸付勘定)		千円 92,000	千円 Δ35,000	千円 57,000
1 繰入金		60	10	70
	1 業務勘定繰入金	60	10	70
2 繰越金		76,380	Δ35,090	41,290
	1 繰越金	76,380	Δ35,090	41,290
3 諸収入		15,560	80	15,640
	1 貸付金元利収入	15,560	80	15,640
(業務勘定)		1,708	Δ1,381	327
1 繰入金		1,646	Δ1,392	254
	1 一般会計繰入金	1,646	Δ1,392	254
2 繰越金		1	1	2
	1 繰越金	1	1	2

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸収入		千円 61	千円 10	千円 71
	1 県預金利子	60	11	71
	2 雑入	1	Δ1	0
歳入合計		93,708	Δ36,381	57,327

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(貸付勘定)		千円 92,000	千円 △35,000	千円 57,000
1 農林水産業費		92,000	△35,000	57,000
	1 水産業費	92,000	△35,000	57,000
(業務勘定)		1,708	△1,381	327
1 農林水産業費		1,708	△1,381	327
	1 水産業費	1,708	△1,381	327
歳 出	合 計	93,708	△36,381	57,327